令和２年度「精霊流し」について

新型コロナウイルス感染症防止の観点から、精霊流し実施協議会が実施する、令和２年度の「精霊流し」については、中止します。

独自に、個人や町内会・自治会等で精霊船を出す場合は、各種届出やゴミの処分など、自らで行ってください。

（個人等で精霊船を作製される場合）

１　新型コロナウイルス感染症防止のため、次のことについて、対応をお願いします。

◎可能な限り、マスクの着用
◎出来るだけ、担ぎ手が最小人数になるような対策
◎人と人との距離を十分に取り、参拝後は速やかに撤収
◎会場や沿道での見物はお控えください。
◎帰宅後は、手指の消毒

２　道路使用許可申請の手続きについて

◎申請書は、『島原警察署　交通課』　で直接お受け取りになられるか、
次から
https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/shinsei/kotsubu/douroshiyoukyoka-shinsei/　ダウンロードして下さい。
※ 2m以下の精霊船については、道路使用許可申請は必要ありません。
◎申請書の受付期間：7月1日（水）～31日（金）　（土日祝日除く）
◎申請書の提出先：島原警察署　交通課
◎申請書の部数：2部
◎当日は、国道等の通行止めは行いませんので、道路交通法等に従い危険のないようにお願いします。
◎トラック等にヤリダシを作製される場合は、制限がありますので、
事前に島原警察署　交通課にお尋ねください。
◎道路使用許可申請等に関するお問い合わせ先　島原警察署　交通課（64-0110）

３　精霊船等の処分について

①　個人で解体処分される場合
◎金具等の不燃物を取り除いてください。
◎発火性、引火性のあるものを取り除いてください。
◎次の寸法内で搬入してください。
【長さ：2m×幅：1m×高さ：60ｃｍ以下】【木材の最大厚15ｃｍ以下】
◎搬入されたゴミは破砕機で処理します。プラットホームでは、検査誘導員の指示に従ってください。
◎針金を使用した提灯は、縦3等分に切断したものを搬入してください。
◎ゴミ処理手数料
50ｋｇまで190円、50ｋｇを超えた分は10ｋｇごとに38円加算
（別途消費税がかかります。）
◎処分のお問い合わせ先　東部リレーセンター（前浜町　62-0500）

② 業者に処分を依頼される場合

◎各個人等で、お知り合いの業者に早めに直接依頼してください。

※ 精霊船の大きさや、お盆での対応が出来ない業者もあります。

※ 精霊船の回収場所についても、打ち合わせをお願いします。

◎お問い合わせ先 しまばら観光おもてなし課（63-1111）

③ 諸注意（共通事項）

◎個人で処分又は、業者に処分を依頼された場合であっても、その日の内に精霊船等はお持ち帰り下さい。

◎精霊船の野外焼却は、禁止されています。

◎精霊船やお供え物の投棄は、禁止されています。

◎海難防止のため、海上係留はご遠慮ください。

◎有害物質（ダイオキシン）が発生すると思われる素材等（ビニール紐）は、使用しないようにしてください。

4 火器等の禁止行為について

◎道路における危険性のある花火（爆竹、やびや、乱玉等）は使用しないでください。

◎ガソリンスタンド、プロパンガス販売店、花火販売店、玩具販売店、塗料店、その他、可燃物を取り扱う店及びその付近又は混雑する場所での花火は使用しないでください。

◎アーケードや住宅密集地では、花火やロウソクについても使用しないでください。

◎火元取扱責任者は、参加者に周知徹底させてください。

◎火器等のお問い合わせ先 島原消防署（62-0119）

5 その他

◎電線又は、電話線の断線箇所を発見した場合は、直ちに九州電力島原営業所（0120-986-404）、NTT（局番なしの 113 番）に連絡し、係員が来るまで見張り役を付け、通行人に危険がないようにしてください。

◎その他、必要に応じて関連施設を利用される場合や、地元消防団等の協力要請を行う場合についても、その管理者等と事前協議を行ってください。

◎新型コロナウイルス感染症防止の対策をお願いします。
◎精霊船は海岸等には放置しないようにお願いします。
◎海等への不法投棄は行わないようにお願いします。
◎危険な花火は使用しないようにお願いします。
◎使用した施設及び道路等の掃除をお願いします。
◎道路交通法等の順守をお願いします。
◎ゴミは各個人等又は処分業者でその日の内に、お持ち帰り下さい。

精霊流し行事実施協議会事務局
（産業部 しまばら観光おもてなし課 TEL：63-1111）